

2007.3.14 <http://www.kanto-chizai.com/>

=====  
このメールマガジンは、購読を希望された方、広域関東圏知的財産戦略本部関係者、知的財産に関係する企業・機関のご担当者、パテントソリューションフェアに出展申込された方、ご来場頂いた方に配信しております。  
=====

『小売等役務商標制度』説明会開催のお知らせ

関東経済産業局では、本年4月1日から施行される「小売等役務商標制度」について、下記のとおり説明会を開催致します。

日 時:平成19年3月27日(火) 13:30～16:00 (13:00受付開始)  
13:30～15:30 説明  
15:30～16:00 質疑応答

場 所 : さいたま新都心合同庁舎1号館 2階講堂

周辺図 : <http://www.kanto.meti.go.jp/annai/shuhenzu/index.html>

定 員 : 500名 (当日受付順)  
定員となってしまった場合には、入場をお断りさせていただく場合があります。  
あらかじめご了承ください。

講 師 : 特許庁 商標審査官

参加費 : 無料

主催者 : 関東経済産業局、特許庁

皆様は、「小売等役務商標制度」についてご存じでしょうか。  
「小売等役務」とは、デパート、スーパー等の小売店や卸売業者が行う商品販売に付随するサービス活動のことをいいます。  
例えば、看板、商品の陳列、従業員による商品紹介、商品の包装、ショッピングカートの提供、レジ袋の提供、など。  
これらのサービスに使用する商標を登録できる制度が「小売等役務商標制度」です。  
また、通信販売やネット・ショッピングで使用する商標も登録の対象になります。  
この制度によって、小売・卸売業者にとって便利になることは間違いありません。  
本説明会に参加して、「小売等役務商標制度」を活用してはいかがでしょうか。

< 参考 >

特許庁ホームページ

小売等役務商標制度に関するよくあるQ & A ~ 小売業者・卸売業者の方々へ ~

[http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t\\_torikumi/t\\_kouri\\_g.htm](http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/t_kouri_g.htm)

購読希望・アドレス変更・配信停止・ご意見等ございましたらこちらへ

E-mail : [kanto-chizai@meti.go.jp](mailto:kanto-chizai@meti.go.jp)

【 発行元・問い合わせ先 】

広域関東圏知的財産戦略本部(関東経済産業局・特許室)

埼玉県さいたま市中央区新都心1 - 1 合同庁舎1号館9階

TEL:048 - 600 - 0239 FAX:048 - 601 - 1303

URL : <http://www.kanto-chizai.com/>

E-mail: [kanto-chizai@meti.go.jp](mailto:kanto-chizai@meti.go.jp)